

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 0 3

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 【ご存じですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 令和元年東日本台風災害の被災者に係る介護サービスの利用料の免除期間の終了について
- 令和元年東日本台風災害で被災された方の短期入所生活介護の長期連続利用について
- 「居宅療養管理指導」の留意点について
- 介護保険事業者の指定について
- 総合事業に係る指定事業者の指定について
- 9月の認知症啓発月間の長野市役所市民交流スペースでの啓発パネル展について
- 新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について
- 【研修会案内】介護医療院開設に向けた研修会の開催について【別紙1】
- 介護保険施設等における災害時の避難について【別紙2】
- 千曲川の基準水位の変更について【別紙3】
- 「大切な人のこころの悩みに気づいたら」【別紙4】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙5】
- 介護保険最新情報について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を 加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を 加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>※この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。

提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。
------	--

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当
TEL 026-224-7871（直通）

令和元年東日本台風災害の被災者に係る介護サービスの利用料の免除期間の終了について

現在、令和元年東日本台風災害の被災者については、令和元年10月から介護サービス利用料を免除する取扱いになっております。

この利用料の免除期間については、当初の予定のとおり、令和2年9月30日をもって終了することとなりますので、お知らせいたします。

このことについて、対象者の把握や利用者負担額の調整等にご協力いただきありがとうございました。

なお、一部負担金を徴収後、後日被災が判明したため、さかのぼって利用料が免除された利用者については、徴収した一部負担金の返還等、調整が済んでいるかを改めてご確認いただきますようお願いいたします。

また、介護予防訪問介護・通所介護相当サービス及び基準緩和サービスについても同様に免除期間終了となりますので、ご留意ください。

問い合わせ先 介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）
地域包括ケア推進課 企画・管理担当
TEL：026-224-7935（直通）

令和元年東日本台風災害で被災された方の短期入所生活介護の長期連続利用について

自宅が被災し在宅に戻れないため、やむを得ず短期入所生活介護を継続している場合には、長期連続利用者に対する減算適用を行わず、短期入所先でのモニタリングの実施を可能とする取扱いとしています。

この取扱いについては、長野市の災害復興状況により今後終了となる可能性があります。終了とする際は事前にご連絡させていただきますが、新たな生活基盤に見通しを立て、短期入所生活介護の長期連続利用からの移行に努めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

「居宅療養管理指導」の留意点について

居宅療養管理指導は、「在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、ケアマネジャーに対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行った場合に所定単位数を算定する。」こととされています。

しかしながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居者に対して、通院可能な利用者の場合でも、医師等が当該集合住宅等へ訪問し、居宅療養管理指導を算定している状況や、当課に「医師の診察を受けていないのに、居宅療養管理指導費を請求された。」といった問い合わせがございます。

また、居宅療養管理指導を算定する場合の条件として、医師等がケアマネジャーに対し、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とします。(必ずしも文書等による必要はありません。)

医師等が当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、下記の「情報提供すべき事項」について、原則として、文書等（メール、FAX等でも可）により、情報提供を行うことが条件となります。

ケアマネジャーへの情報提供がない場合（注※）には、居宅療養管理指導は算定できないこととなるためご留意願います。

ケアマネジャーは、在宅の利用者について、通院が困難な利用者であるかアセスメントを通じて判断し、居宅療養管理指導の必要性について医師と連携の上、適切に運用していただくようお願いいたします。

（注※）医師、歯科医師、薬剤師による居宅療養管理指導については、毎回情報提供を行うことが必要である。【H30.3.23事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A」(Vol.1)】

【情報提供すべき事項】

- (a) 基本情報（医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等）
- (b) 利用者の病状、経過等
- (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
- (d) 利用者の日常生活上の留意事項

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和2年9月1日付け指定分

□通所介護

介護保険事業者番号	2070107483		
事業所名称	フランセーズ悠とみたけデイサービスセンター		
事業所所在地	長野市大字富竹 118 番地 1		
事業所電話番号	026-217-7560	事業所FAX番号	026-217-7576
開設者の名称	株式会社 博悠	営業日	月～土
サービス提供時間	9:30～15:45	定員	45人
通常の事業実施地域	長野市全域		

介護保険事業者番号	2071801043		
事業所名称	フランセーズ悠こうしよくデイサービスセンター		
事業所所在地	長野県千曲市栗佐 1177 番地		
事業所電話番号	026-273-6370	事業所FAX番号	026-273-6372
開設者の名称	株式会社 博悠	営業日	月～土
サービス提供時間	9:30～16:00	定員	25人
通常の事業実施地域	千曲市、長野市篠ノ井塩崎地区		


 総合事業に係る指定事業者の指定について

新たに指定された介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者についてお知らせします。

令和2年9月1日付け指定分

□第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070107483		
事業所名称	フランセーズ悠とみたけデイサービスセンター		
事業所所在地	長野市大字富竹 118 番地 1		
事業所電話番号	026-217-7560	事業所FAX番号	026-217-7576
開設者の名称	株式会社博悠	営業日	月～土
サービス提供時間	9:30～15:45	定員	45人
通常の事業実施地域	長野市全域		

9月の認知症啓発月間の長野市役所市民交流スペースでの啓発パネル展について

認知症になっても暮らしやすい長野市の実現に向け、9月21日の世界アルツハイマーデーを含む9月の1か月間を「認知症啓発月間」として活動しています。このたび、認知症を正しく理解し、認知症の人と家族の支援を広げるため、啓発パネル展を行います。

- 1 日 時 令和2年9月14日（月）から9月18日（金）まで
- 2 場 所 長野市役所市民交流スペース（第一庁舎1階）
- 3 内 容 令和2年度テーマ 「トモニイキル」
認知症啓発のパネル展
 - ・認知症の理解を深めるためのパネル
 - ・認知症を学ぶクイズの実施（期間中の10時から16時まで）
 - ・応援メッセージや感想を記入・掲示（トモニイキル木の設置）
- 4 その他 9月19日（土）から9月30日（水）の間は、長野市生涯学習センター3階交流サロンでパネル展示（クイズの実施はありません）

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 相談・支援担当
TEL：026-224-7873（直通）

新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について

新型コロナウイルス感染症に関する国からの事務連絡等をまとめた8月20日現在のダイジェスト版が長野県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

【研修会案内】介護医療院開設に向けた研修会の開催について

標記について、厚生労働省老健局老人保健課から【別紙1】のとおり通知がありました。詳細、お申込みは研修会案内をご確認ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

介護保険施設等における災害時の避難について

厚生労働省からの周知依頼を受け、別紙2「介護保険施設等における災害時の避難について（通知）」（令和2年8月21日付け2介第304号）が長野県介護支援課から発出されました。通知をご確認の上、今後の災害に備えた十分な避難対策に御配慮をお願いします。

なお、避難確保計画の作成（提出）については、フレッシュ情報令和2年6月22日号「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と提出について」にてご案内しております。計画が未作成であったり長野市への提出が完了していない事業所にあつては、早急に対応をお願いします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

千曲川の基準水位の変更について

令和元年度の浸水害を踏まえ、国土交通省北陸地方整備局地方事務所は、千曲川の氾濫危険水位、避難判断水位の引き下げを行いました。

つきましては、別紙3をご確認の上、対象河川浸水域に所在する事業所にあつては避難確保計画に示した水位値の更新をお願いします。

また、避難確保計画が未作成（作成済みであるが市へ未提出の場合を含む）の事業所にあつては、変更後の水位値を適用の上、計画の作成と提出をお願いします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

「大切な人のこころの悩みに気づいたら」

9月10日から16日は「自殺予防週間」です。悩んでいる人も話を聞く人も、ひとりで悩まないで早めに相談しましょう。リーフレットをご活用ください。【別紙4】

問い合わせ先：長野市保健所健康課 難病精神保健担当
TEL 026-226-9965（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 869】

「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 870】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
（第15報）

【介護保険最新情報 Vol. 871】

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

【介護保険最新情報 Vol. 872】

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp